

修正
日本修身書
尋常小學用
卷二

217
6
5

検定申請書

K1201
73
乙

K120.1

73

2

修正
日本修身書

尋常小學用

卷二

東京

金港堂書籍株式會社

目次

第一課	孝行	第九課	攝養
第二課	孝友	第十課	公益
第三課	孝悌	第十一課	勇氣
第四課	婦德	第十二課	皇恩
第五課	朋友	第十三課	報恩
第六課	正直	第十四課	尊王
第七課	博愛	第十五課	捉を守る
第八課	勤勉		

第一課 孝行

父母をしふるこ

とあらば、つつ

しんできくべし。

下野公助シモツケキンスケは、ゆみい



下野公助は、ゆみい

ることをよくせし人なりしがはれ

のばしよにていそんじければ、その

父いかりて、うちころさんとせしを、

にげもせずして、うたれたり。

親の心には、さかふづからず。

第二課 孝友



セイシチ
清七は、ねんごころ
に父のやまひを
かいほーし、やさい
などをうりて、

いづのくらしをたてたり。

父しにてのちは、母の心をよろこ
ばすることをつとめ、またよく弟
をいつくしみたり。

父母の心をよろこばするは、孝なり。

第三課 孝悌

甚助ジンスケはつねに

母に孝行をつ

くし、そとにい

づれば、そのこの



むものをもとめきたりて、母を
よろこばせたり。

そのうへ兄にも、よくすなほにつ
かつければ、かみよりほーびをたま
はりたり。

第四課 婦徳

女子は、やさしく

して、ことばは、すく

なきをよしと

す。



ことばおほくして、ほこりがほなるはよろしからず。

とく女きよーだいのことをみても、そのよしあしをしるづし。

言をばひかへ行ひをばつとむじ。

第五課 朋友



おのれにしかざ
 るものを友と
 することなかれ。
 よき人にまじ

はれば、日に善きことをきき、善
 きことをみならひて、えきあり。

あしき人にまじはれば、日にあ
 しきことをきき、あしきことを
 みならひて、そんあり。

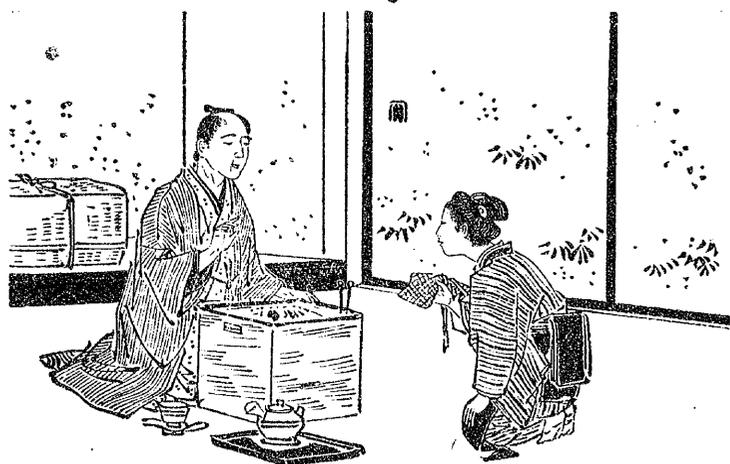
第六課 正直

心正直にして

いさぎよき人は、

みだりにものを

とることなし。



あるはたごやの女たびびとの、わ
 すれおきたるかねづつみをみいだ
 したいせつにをさめおきて、そのぬ
 しにかへしたり。まことに正直の
 人といふべし。



表

第七課 博愛

何事もおのれ
のかつてのみを
思ふづからず人
のみの上をも

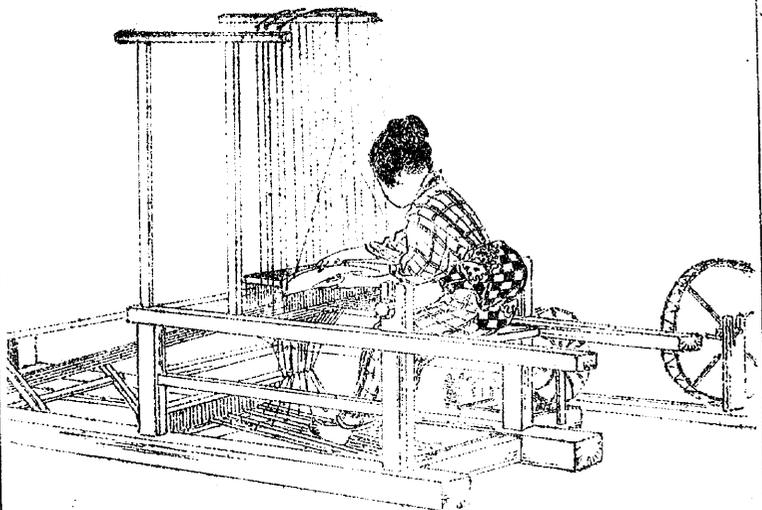
思ひやるべし。

山形屋莊兵衛は、近所より、火事のおこ

りしとき、直ちに外に出でて、「火事あり

火事あり」と町内をふれまはりおき、

しかるのち、己れの家をかたづけたり。



第八課 勤勉

つとめておこたら
ざればなにごと
もなるものなり。
むかし、井上でんと

いふものあり、をさなくして、はたお
ることをこのみ、そのあざをつとめ
けるが、つひにくるめがすりといふ
ものをおりいだせり。
つとむれば功あり。

第九課 攝養

人はつねにくひ

もののみものを

つつしみうんど

一をつとめから



だをきよらかにすれば、やまひに
 かかることなく、ながいきするも
 のなり。

益軒^{ニキケン}先生の年よりておとろつざり
 しは、まったくよーじよーの功なり。

行基橋
をかぐ。



第十課 公益

善をするは、
をのぼるがごとし、
ゆだんなくつとめよ。
行基は、國國を

つめぐりて、みちをつくり、はしをかけな
どして、世のためをはかり、岡本嘉藏
も、人のためを思ひて、むらざかひの
みちををさめたり。
いづれもよき心がけと、いふべし。

第十一課 勇氣

まことの勇者は、
みだりに人と争
はぬものなり。

塚原ト傳ツカハラトクダツはけん



じゆつじゆつのめいじんめいじんなり。あるとき舟にて
近江アフミの湖をわたりけるに一人の武士
しきりにたがひをいどみければ舟
を陸につけさせ、その人を陸に上げ、
舟をつきだして立ちさりたり。

第十二課 皇恩



神武天皇は民のく
るしみをすくはん
として日向の宮を立
ちいでたまひあまた

のあるものどもをうちたひらげ大和の
檀原にて天皇の御位につきたまひき。
これより世よくをさまり今の御代
まで民みなその御恵みをかうむ
れり。

第十三課 報恩

福島正則フクシママサノリのけらい

某正則よりとがめ

をうけて、しろの

やぐらにおしこめ



られしに、一人の茶坊主チャボウズむかしの恩に

むくいんとて、毎夜やきめしをもち

ゆき、そのうゑをすくひたり。

恩をほどこしては、おもふことなかれ。

恩をうけては、あするることなかれ。

第十四課 尊王

人の行ひは、忠孝
より大いなるは
なし。

徳川光圀は、ふかく

光圀ミツクニは、
かた皇居
を拜す。



朝廷チヨウテイをたふとび、一月一日には、必ず
朝はやくおきて、礼服をき、天皇の
まします方に向ひて礼を行ひ、
又忠孝の人をほめ、正成イキシツのはか
をもたてたり。

秀忠時をま
もりてたか
のにゆく。



第十五課 掟を守る

國の掟オキテは、世を治
め、人を安んぜん
がために、まうけ
たるものなれば

つつしみてこれにしたがひ、かりそめ
にもおろそかに思ふべからず。

徳川トクガハヒデタマ秀忠は、つつしみふかき人なり。

つねによく掟を守りて、いささかも

これにたがふことなかりき。

修正尋日條新

明治二十八年一月十五日印
同 年一月十八日發
同 三十四年四月廿四日修正再版印刷
同 年四月廿八日發

刷行		刷行	
入門卷一	金四錢貳厘	卷三	金六錢六厘
入門卷二	金六錢	卷四	金六錢六厘
卷一	金六錢六厘	卷五	金六錢六厘
卷二	金六錢六厘	卷六	金六錢六厘

著 作 者 渡 邊 政 吉

發 行 者 兼 金港堂書籍株式會社

東京市日本橋區本町三丁目十七番地

代 表 者 右社長 原 亮 一 郎

東京市下谷區龍泉寺町四百十四番地

賣 捌 所 各府縣特約販賣所



◎弊社ハ常ニ書籍ノ用紙印刷製本等ニ注意シテ勉メテ其堅牢ヲ期セリ、サ
レド多數ノ中萬一學年間ノ使用ニ耐ヘザルガ如キ粗製ノモノ有之候ハ
バ御通知次第無代價ヲ以テ御引換可申上候

◎本書ハ僻遠ノ地ニ至ルモ定價ヲ超過シテ賣捌カシムルコトナキハ勿論
直接ノ御注文ハ多少ニ拘ラズ運賃ヲモ負擔可仕候

